

①就学援助制度

経済的な理由でお困りのご家庭に対して、学校で必要な費用を援助する制度です。
蟹江町では、新入学学用品費・学用品費・修学旅行費・給食費が援助対象費用となります。

◆対象となる家庭

- ① 生活保護が停止または廃止された家庭
- ② 町民税が非課税または減免された家庭
- ③ 個人事業税または固定資産税が減免された家庭
- ④ 国民年金の掛金が免除、または国民健康保険税が減額された家庭
- ⑤ 児童扶養手当が支給された家庭
- ⑥ 生活福祉資金の貸付を受けている家庭
- ⑦ その他、保護者の収入が不安定等で、経済的に困窮している家庭

☆注意☆

上記のいずれかに該当していても、所得額が認定基準額を超過している場合は、援助を受けることができません。

◆申請方法

- ・ 受給申請書（教育委員会にあります）
- ・ 援助費の振込み先となる預金通帳（ゆうちょBKも可）
- ・ 世帯全員のマイナンバー通知書 又は カード
- ・ 印鑑（シャチハタ印は不可）
- ・ 賃貸住宅にお住まいの方は、家賃がわかる書類（賃貸契約書）
をお持ちのうえ、蟹江町教育委員会（蟹江町役場 2 階 教育課）へ。



【詳細については教育委員会へご確認ください。申請の案内は町広報誌にも掲載されます。】

毎年、教育委員会への申請が必要です。
なお4月中に申請し、認定がなされれば4月分から援助を受けることができます。